

平成21年度 第3回 東京都地方独立行政法人評価委員会 高齢者医療・研究分科会
議事概要

1 日 時

平成22年2月4日 木曜日 午後4時55分から午後6時02分まで

2 場 所

東京都庁第一本庁舎33階北側 特別会議室N2

3 出席委員

高久分科会長、河原委員、鈴木委員、南委員（分科会長を除き、五十音順）

4 議 題

- (1) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価（事業年度評価）の考え方
- (2) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価に係る評価の視点
- (3) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規定の改正に係る意見聴取

5 報告事項

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成21年度上半期事業実績報告

6 議事概要

(1) 開会

○冒頭、分科会長より挨拶

(2) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価（事業年度評価）の考え方について

○事務局より、資料1から資料6について、説明を行う。

東京都地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）で策定している「東京都地方独立行政法人の評価の基本的な考え方について」（平成19年3月23日 東京都地方独立行政法人評価委員会決定）が改正された。改正箇所は、項目別評価の設定段階が4段階から5段階となり、評語の説明も追加された。これに伴い、高齢者医療・研究分科会においても、評価委員会の考え方に合わせた形で評語の説明の変更を行った。（5段階評価及び評語は前回と同様）

他の事項については前回からの変更はなし。

【質疑応答・委員意見】 ※太字ゴシックが委員意見

■項目別評価をS・A～Dの5段階で評価を行い、項目別評価を積み上げた形で全体評価を実施することになると思うが、項目別評価を点数化し、その合計により全体評価を決めるということは想定しているのか。

（事務局回答）

⇒項目別評価の点数化ということは想定していない。

■様々な評定のついた項目別評価について、全体評価をする際には、どのように客観性・整合性を保っていくのか。

(事務局回答)

⇒全体評価の評価方法については、「地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法(案)」に「項目別評価の結果を踏まえ、法人の中期計画の進行状況の全体について、以下の観点により記載例を参考に、記述式で評価する。」ということが示されている。また「評価に当たっては、中期計画の達成度、事業活動による成果の状況、業務運営・財政面を含めた法人の業務全体の状況について、法人の設立目的に照らし総合的な視点から判断するものとする。」となっており、委員の先生方に総合的にご判断をいただくという形式となっている。

○地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価方針及び評価方法(案)、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績報告書(案)[様式]、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター業務実績評価書(案)[様式]を分科会決定として承認

(3) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの各事業年度の業務実績評価に係る評価の視点について

○事務局より、資料7、8について、説明を行う。

評価を実施することにより、法人の業務運営状況をわかりやすく社会に示すこと、都民への説明責任を果たすということが大きな目標となっている。

評価は年度ごとに実施していくが、最終的には中期目標期間終了時における中期目標の達成度がどうであったかということが評価の主軸となる。中期目標の意義等も踏まえ、都民にわかりやすく説明ができるということ、また中期目標に照らし合わせ、どのような年度計画の進捗状況にあるかという観点を踏まえ、全30の評価区分ごとに、主に中期目標に沿った形で評価の視点(案)を設定した。

【質疑応答・委員意見】 ※太字ゴシックが委員意見

■病院事業は数値目標を出しやすいが、研究事業は数値目標が出にくいであろう。

(事務局回答)

⇒ご指摘のとおり、研究事業については数値化できない目標が多いが、数値化できるものについては極力定量化を図り、評価の視点にも加えている。

■評価の視点は事前に法人に通知するのか。

(事務局回答)

⇒本日、審議・決定された委員会資料については、ホームページにも公表されるが、法人にも別途通知する予定である。

■評価の視点に沿って業務実績報告書を法人から提出してもらおうとしても、数値目標や定量的な評価については評価しやすいが、取組みの方向性であったり定性的な目標や計画もあり、業務実績報告書の表現が抽象的な表現だと、それだけでは評価ができないものがあると思う。

また、評価の視点に対し、「こういうことを実施しています」だけでは評価はできない。業績を検証し、適正な評価を実施するためにも、法人から計画に対する具体的な報告を示していただく必要がある。

(事務局回答)

⇒評価の視点に沿った形で業務実績報告書を作成してもらうが、平成22年度第1回の分科会において、法人に対するヒアリングを実施する。業務実績報告書の中で明確にならなかった点については、委員の先生方から直接ヒアリングをしていただくことを想定している。

また、法人は中期目標の達成に向けて、かなり具体的な年度計画を設定しているので、どのように実施できているか、またどのような取組を行っているかというところを事細かに記載するよう通知するつもりである。

■業務実績報告書の紙面の都合とか、資料の量にもよるが、アウトカム評価・アウトプット評価・プロセス評価が少し入り混じっているような感じである。目標に対する計画、またその下にある事業・実施計画や現場レベルの計画など、どこを見ればよいか、事業の構造を整理して評価すれば、わかりやすいと思う。

また、医療制度や診療報酬などにリンクする計画及び実績については、制度が途中で変更となることもあるので、計画の設定も含めて見極めない大変である。

○地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター事業年度評価の「評価の視点」(案)を分科会決定として承認

(4) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程の改正に係る意見聴取

○事務局より、資料9、10について、説明を行う。

法人における役員報酬は、東京都指定職給料表から算出した年収額をベースに設計されている。地方独立行政法人法第56条においては、国及び地方公共団体の職員の給与、民間事業の役員報酬等を考慮して定めなければならないとされている。

国及び東京都においても、給与のマイナス勧告が出ており、給与の減額を実施している。法人においても役員報酬の見直しが必要となり、法人のほうから役員報酬の減額改正の届出がされたので、当分科会において委員の先生方にご意見を頂戴するものである。

【質疑応答・委員意見】 ※太字ゴシックが委員意見

■法人の役員報酬の1号給は都指定職給料表では設定がない。どのように見たら良いのか。

(事務局回答)

⇒1号給は都指定職給料表では設定がないが、法人では役員の給与として定めている。2号給と3号給との差額分を2号給から引き下げた形で1号給を設定している。

○法人から提出された、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター役員報酬規程の改正について、分科会として特段の意見はない。

(5) 地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの平成21年度上半期事業実績報告

東京都健康長寿医療センターより平成21年度上半期事業実績報告について説明

(6) その他

○事務局より、今後の分科会の開催等について説明

資料8のとおり、来年度の分科会については、東京都健康長寿医療センターの平成21年度業務実績評価を実施するため、7月及び8月に分科会を3回開催する予定である。